

弁護団事件

事務所の枠を超えて多数の弁護士が共同で事件処理に当たる「弁護団事件」。報道を賑わす大型消費者事件や薬害事件、環境訴訟等では、弁護団が事件処理にあたっていることが多いが、その活動の実態が語られることはあまりない。

本特集では、様々な事件の弁護団参加者に、団員の募集方法や会議の持ち方、弁護団事件の苦勞・やりがい等について語ってもらった。

本特集が、弁護団への参加や弁護団の結成について興味・関心がある読者の参考になれば幸いである。 (山添 健之)

CONTENTS

- 総論 : 「弁護団事件」を語る
- 各論-1 : L&G 被害対策弁護団
- 各論-2 : シモキタ訴訟弁護団
- 各論-3 : 西武鉄道株主弁護団
- 各論-4 : 薬害肝炎訴訟東京弁護団
- 各論-5 : 大和都市管財東京弁護団
- 各論-6 : 板橋両親殺害事件弁護団

総論

「弁護団事件」を語る

会員 鈴木利廣 (28期)



弁護団事件に関わるようになったきっかけ

私が本格的に関わった弁護団事件は、薬害エイズ訴訟(弁護団事務局長)、ハンセン病国賠訴訟(東京弁護団副団長)、薬害肝炎訴訟(全国弁護団代表)の3つです。

薬害エイズ訴訟および薬害肝炎訴訟は、医療問題弁護団が「親弁護団」としてあり、どちらも医療問題弁護団の研究会からスタートしたものです。その意味で、このふたつは私たちが集団的に「取り上げた」といっていいでしょう。

ハンセン病国賠訴訟は、熊本地裁(西日本弁護団)で先行して提訴され、その後熊本の本弁護団から薬害エイズ東京弁護団に、東京訴訟を起こしてほしい旨の要請がありました。それを受けて、東京弁護団を結成したといういきさつがあります。

私は1973年に司法試験に合格し修習生になりましたが、その頃は四大公害訴訟の一審判決が出ていた頃

であり、新聞に登場する弁護士は公害事件に取り組む弁護士ばかりでした。そのような弁護士に漠然としたあこがれを持っていました。研修所に入所後は、同期と「公害研究会」を作り、川崎や四日市に出かけて、先輩弁護士の話を聞いたりしました。

1976年に東京で弁護士登録しましたが、当時東京地裁に公害事件は係属しておらず、公害訴訟に関わることができないでいたとき、医療事件と出会い、医療問題弁護団を結成して、先輩と医療事件をやり始めたのです。弁護士1年目の5月のことでした。そのような流れで、事務所を超えて事件をやる、ということが自然に身についたのだと思います。

弁護団事件の意義・やりがい

私が経験した三事件は、基本は政府に対する国賠訴訟であり、これに勝てなければ意味がないものでした。

政府に対する闘いは個人では闘えません。敵は強大ですし、被害者数は膨大です。少数の弁護士で闘うということはおよそ発想がなく、その意味で、弁護団の結成は必須でした。

弁護団事件のやりがいとしては、一つめに、集団的被害者を救済できることがあげられます。薬害エイズ事件は、政府報告によると1500名程度の被害者がいますし、ハンセン病は全国13の療養所に5000名程度の方が入所していました。また、薬害肝炎は、何名被害者がいるかすらわかりません。我々の推計では、数万から10万名程度の被害者がいると考えています。

このような多くの被害者が泣き寝入りさせられることを許さず、被害者を救済すること、これがやりがいの一つです。これは、弁護士の「原点」といえるといいます。

二つめに、集団訴訟を通じて、社会的システムの変革を図ることができることがあります。

被害者救済のためには社会的システムを変えなければなりません。賠償金を獲得するだけでは、被害者の命は救えない。「被害者が亡くなっても救済しない」、「被害の発生源の抜本的見直しをしない」という二つの施策を転換させることが集団訴訟の役割です。これが二つ目のやりがいといえます。

三つ目に、弁護団活動を通じて、弁護士集団が連帯し、弁護技術の向上を図ることができることです。私が経験した三事件とも、従来の最高裁判例を頂点にした法曹実務では勝てる見込みは立たず、だから被害が放置された、という構造にありました。弁護士集団の連帯の中で、法技術の向上を図りながら闘わなければ勝てなかったと思います。

そもそも、弁護士は「一匹狼」になりたくて弁護士になった人が多いでしょう。集団として一つにまとまって何かやる、という経験は普段なかなかありません。

「一匹狼」が集団の中で連帯の力を発揮させるプロセスはとてもおもしろいものです。

弁護団事件の苦勞

ひとつには、原告の組織化があります。

原告は、それぞれ皆違った人生を歩んできた人たちです。そのような原告の「組織化」をどのようにやっていくか、これはとても苦勞することです。

九州で水俣病訴訟、じん肺訴訟を中心となってやってこられた馬奈木昭雄弁護士から学んだのですが、「原告の組織化は要求の統一化」なのです。つまり、原告一人一人が大事だと思うことは全て原告団の大事な要求にするのです。私が経験した三事件では、「統一要求書」を体系的に作りました。これに基づき原告団の意思統一を図る。要求を統一化できなければ原告がばらばらになり、敵を利するだけです。闘いは苦しいので必ず原告団に不協和音が生じる時が来ます。このときに、弁護団が「コーディネーター」として、原告の意見を一致させるのはとても苦勞すると同時に、弁護団の重要な役割です。

判決で勝つ人、負ける人が出るのは、法律家としては「常識」かもしれませんが、被害者にとっては「非常識」なことです。ある被害者の言葉ですが、『早い時期に感染した私は、過失が認められず判決で救済されない。苦勞の期間が長い人が勝てずに、逆に最近感染した人が救済されるのはおかしい』というのです。このような声を受けて、私たちは原告団に対して、被害者の全員一律救済を約束しました。

ただ、我々は確定判決で全員一律救済をめざすことは考えませんでした。訴訟はあくまで「手段」で、国の責任を一部でも認めさせ、それをてこにして「政治的責任」を勝ち取ることをめざしたのです。

ふたつ目に、原告団・弁護団・支援者の連帯を図ることです。

私たちは、原告団・弁護団・支援者が原告団を先頭にして、連帯して運動を行うことを「原・弁・支運動」とよんでいます。これは、集団訴訟において非常に重要なことであると同時に、困難も多いものです。

まず、支援者集めですが、政治的・組織的背景のある支援者は、組織決定がありさえすれば大量に獲得できるかもしれません。ただ、運動全体に「色」がつけば、敵は怖くありません。一方で、「普通の」人たちが怒ると、選挙で与党が崩れる可能性が出てくる。これは敵には怖いことです。

私は、1万人の組織的支援者よりも100人の一般支援者のほうが力があると考えています。もちろん、組織的支援者のなかにも、このような事情を理解して、見えないところで「下支え」してくれる方たちもいます。

加えて、先ほどもいったように、原告団にも多種多様な人たちがいる。このようなバランスのなかで支援者と原告団の間で弁護団が接着剤となって固まりをつかっていく、これはすごく難しいことです。

弁護団事件と若手弁護士、 通常事件とのかねあい

若手弁護士は、専門性・経験は乏しいけれど、使える時間は多いと思います。逆に経験を積んだ弁護士は、往々にして時間が少ない。このような状況で若手と中堅・ベテランが相互の足りないところを補い合ってパートナーとして仕事をします。

事務所によって違うかもしれませんが、事務所からの収入が高ければ自由度が低いのは当たり前のことです。「一匹狼」になりたいのに、収入を保証してほしい、というのは矛盾している。その点では、「一匹狼」

で居続けるために、事務所運営・営業努力をしっかりと位置づけることも大切なのです。

弁護士にとって、弁護団事件のような社会的活動への参加、経済的自立、自由な時間の確保は、すべてを充足することが難しく、三本のとても不安定な脚でたっているといつてよいと思います。それを認識した上で、日頃から「倒れそうな脚を補強する」努力も必要です。

私が薬害エイズ訴訟をやっていた頃は、2年近くほとんど一般事件が出来ませんでした。結局勝利して、相当額の報酬をもらいましたが、税金を払って、「借金」を返したら、ほとんど手元には残らなかった。報酬は弁護団への「貢献度」に応じて皆で分配率を決めるのですが、ある団員は、「弁護団事件の報酬は『休業損害』みたいなものだよね」と言っていた。事件を始める前の経済的ポジションに戻ればよいという発想です。みなそれで納得しました。

弁護団事件ならではの活動

弁護団事件ならではの活動としては、やはり原告を先頭とした「原・弁・支運動」でしょう。

その対象は、メディアと政治です。メディア・政治相手にどう戦略的に進めるかが重要です。

政治相手の運動として、具体的には、「国会ローラー」「与野党主要議員面談」「与党のキーマン作り」があげられます。

「国会ローラー」とは全国会議員にアポイント無しで一斉に事務所を訪問する活動です。議員事務所によって対応は千差万別で、そもそも議員がいなかったり、いても対応してもらえなかったり、秘書がドアのところで立ち話で聞いてくれたり、場合によっては秘書が応接室に通してくれて丹念に話を聞いてくれたりもします。

午前中の「ローラー」を終えて議員会館の食堂で昼食を取っていると、周りで秘書も食事をしています。時には、秘書同士が「君のところ、今日ハンセン病とかいうの来た？ あれ結構大変そうだよな」なんて話をしている。そのような過程で、議員秘書の多くに、我々の活動が伝わります。その後各議員に話が伝わる。このようにして国会内の「世論」を作るのです。そうすると、議員の中から、党本部の役員を紹介してくれたりする人が出てくる。そこから「与党のキーマン作り」が始まるのです。

ただ、私たちは、「陳情型」の国会対策はしません。薬害肝炎訴訟で5つの地裁判決がばらばらになったとき、私たちは与党に対して、患者の一律全員救済を求めました。そのとき、与党の大臣経験者は私に、「裁判所を説得できないからといって政治に泣きつくな」と言ったのです。私は「裁判所を説得できたら先生たちに泣きついたりしませんよ。先生たちの役割は司法が限界を超えたときにあるのではないのですか。そうでなければ政治はいつ役割を果たすんですか。」と言いました。普段は頭を下げているが、懐にはいつも闘う姿勢もっています。

メディア対応としては、被害の実態、加害の構造、その他いろいろな「出来事」を伝えてもらうことをめざしています。メディアを使い分けたり、出来事を「作る」といった意識を持ってメディア対応を行っています。

全国紙の一面をすべて飾っても、全国民のごく一部にしか伝わりません。地方では全国紙はあまり読まれないからです。ですから、地方紙に記事を配信している通信社の記者とは特別の関係を築くようにしています。国会議員は、自分の選挙区の地方紙は毎日読んでいます。国会に火をつけるためには、地方紙を含めたメディアに火をつけることが必須です。

弁護団員のなかには、裁判の書面作成等に関わらずに、メディア対応に多くの時間を割く弁護士もいます。

弁護団事件の収支

薬害エイズ訴訟を始めた頃は、お金が全くなく、原告1名につき、年10万円の実費負担をお願いしました。ただ、足りない分は当然あり、医療問題弁護団より借入をしました。

エイズ訴訟の資金不足の教訓から、エイズ訴訟の報酬が入った段階で、基金を設立しました。同種のケースで資金が無いために大規模な運動を展開できない事件弁護団について、貸し付けをするのです。勝利して報酬が入れば無利子で返済を受け、負ければ免除します。ハンセン病、薬害肝炎はこの基金から貸し付けを受け、最終的に全額を基金に返済しました。

弁護団事件の弁護士人生における位置づけ

私が弁護士として常に兼ね備えておきたいと考えていることに、被害者に共感する熱き心、高い法技術、機敏な行動力、の3つがあります。ただ、これを兼ね備えるのは難しい。若手の頃は熱い心はあるかもしれないが、法技術は未熟です。中堅になれば法技術は向上しますが、熱き心がさめてくる。年配になると機敏な行動力は無くなるが、再び熱き心は取り戻されます。「原点に戻ろう」という気がしてくるのです。

私が、若いときに高い法技術の習得をめざし、中堅になっても熱い心を失わないようにしなければと思い、年配になっても機敏な行動を心がけようとするのは、集団で事件をやっているからではないかと思えます。私は、弁護団事件に参加していなかったら、今日まで弁護士を続けていなかったかもしれませんね。

各論-1：大規模消費者被害の救済と弁護団

L&G 被害対策弁護団

会員 田中博尊 (57期)

1 事件の概要

本件は、「円天」なる疑似通貨や、カリスマ的？な会長の言動が社会の耳目を集めた事件である。もちろん、事件を法律家的な目線でみると、その実体は典型的なマルチ的構造を利用した単なる投資詐欺事案に過ぎない。年36%の高利を謳い一口100万円の出資等をさせているが資金運用の実態は全くなく、入会当初一時的になされる配当原資も、さらなる新規会員からの出資金が充てられる自転車操業に過ぎない。したがって、新規加入者が頭打ちになれば破綻することは必然である。「使っても減らないお金」の円天や円天市場は、出資者を集団で熱狂させ、安心させるための道具に過ぎず本質ではない。その他にも、有名大学の学者講演や有名芸能人の大規模なコンサートを頻繁に行う等、被害者に疑いを持たせる暇を与えない大がかりな演出がなされた点が、他の投資詐欺事案と異なる点である。集団の熱狂から生まれる陶酔感がある意味で宗教被害事案の要素を帯びている。このような本件の特殊性から、推定被害者数が5万人ともいわれるにもかかわらず現在に至っても被害申告が低調であり、当弁護団への依頼者数も826名（平成21年2月13日現在）にとどまっている。

平成19年1月に「円」での配当が停止され、同年10月3日に警視庁外の合同捜査本部が出資法違反で強制捜査を行った。当弁護団はこれを機に結成され、L&G社及び波和二会長の資産凍結を図るため、同月末には両者の破産申立を行った。本年2月5日、漸く波和二会長外21名の役員・幹部社員が組織的詐欺罪等の嫌疑で逮捕された。

2 集団的被害回復と被害拡大の阻止

投資詐欺被害事件での弁護団設置の主眼はもちろん被害回復であるが、弁護団対応以前の個別的な提訴・被害回復から集団的救済への転換が大きな意味を持つ。つまり、早いもの勝ちの被害回復から、集団的平等救済への移行である。被害規模が大規模となる場合には紛争自体が公共性を帯び、弁護士へのアクセス能力がある被害者のみが早い者勝ちで救済されることへの不公平感が看過しにくくなる。さらに、破産申立による加害者の資産凍結を図りさらなる被害拡大を阻止する必要が生じるが、債務超過の疎明や予納金の金額を考えると、多数の債権者の集団的アプローチにより、スケールメリットを利用することが不可避となる。

その他の被害回復手段としては、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟が中心であるが、原告の選別に応じて適切な加害者を選別し提訴することになる。初期段階では詐欺組織の内情に関する資料が乏しいため、請求原因の特定は困難なものとなる。具体的な回収方法の選択は、破産管財人による流出資産の回復活動との役割分担も検討事項となる。

3 弁護団の結成の経緯

平成18年末から平成19年初頭ころから、消費者相談センター等への被害相談が顕著になり、マスコミ報道等から被害が膨大なものになるものと予想された。そこで、東京三弁護士会の消費者問題委員会が当初主導する形で消費者相談担当の弁護士が中

心となって、メーリングリストなどの呼びかけで弁護団員の募集を行った（中核で活動する団員は、所謂一本釣りである。）。迅速に債権者破産の必要があったため、弁護団員は声をかけやすい消費者相談担当弁護士が中心となったが、特に限定を設けているわけではない。大規模な投資被害事件が相次いだことから、複数の弁護団の掛け持ちをしている会員も多く、もっと広い範囲からの参加が可能なシステムや雰囲気作りも必要と思われる。弁護団員として登録している人数は、現在61名、その期別の構成は50期代が過半数であり、60期代の参加も目立つ。団長や副団長を除き中核で実働している多くは50期代以降の若手弁護士であり、5人から10人程度である。

事務局の設置であるが、専用スペースが必要か否かは弁護団の規模、予想される活動にもよるが、通常は必要となろう。弁護団によっては専用の事務所を借りるケースもあるが、本弁護団は、比較的事務所スペースにゆとりのある有力弁護団員の事務所に間借りさせてもらうことで対応している。専属の事務局員についても、要否はケースバイケースであるが、当弁護団については専属のアルバイトに補助をしてもらっている。事務局はあくまで事務作業の拠点であって、団員の打合せ等は、団員のアクセスの利便性から主に弁護士会の会議室を使用している。

4 着手金・報酬金は？

さて、被害者の受け皿は出来たが、依頼者（被害者）の募集が問題となる。依頼者の募集は、東弁を

中心とした東京三会の協力を得て、弁護士会館クレオにて被害者説明会を行い、マスコミ等の報道も告知に活用した。

スケールメリットでコスト面の効率化を図ることは重要であるから、告知方法もさることながら、着手金を幾らに設定するかが問題となった。着手金とは呼びつつも実費の側面が強く、当初は債権者破産の申立に伴う予納金の原資となる。したがって、ある程度まとまった金額が必要であるが、反面金額を上げると依頼者が少なくなるというジレンマを伴う。被害者層の属性を事前に予想しながら広く薄く集められる金額を設定することになる。

夜中まで意見を交わして決定した金額は、別件の投資詐欺事件の例を参考に、

損害額1000万円までは、5万円

損害額1000万円以上2000万円までは、10万円

損害額2000万円以上3000万円までは、15万円

損害額3000万円以上は、20万円

と、損害額に応じた設定とした。

当初想定していた被害者層は既に民事事件となっていた被害者を参考としたため、損害額は1000万円から3000万円程度が中核であろうと想定した。ところが蓋を開けてみると、大半が1000万円に満たない損害申告であり、結果として1000万円以下の損害に対する配慮が足りなかった感はある。既に5万円の着手金も出ない被害者も多く、分割払いや配当後の清算等での対応をすべきか検討中であるが、集団対応であるため、他の依頼者との均衡の問題もあり、頭の痛いところではある。

もちろん、「着手金」である以上、事務局運営のランニングコスト等を控除した分は、なるべく弁護団

員に配分したいところではあるが、上記のとおり、被害申告が低調であることのほか、支出した予納金の財団からの返還が一部未了であり、配分できていないのが現状である。もちろん、着手金の集まり具合等に応じては早期に着手金の配分が可能なケースもある。

将来分配する際には、弁護団会議への出席回数等、実働の頻度に応じて配分することになるだろうか。

報酬については、弁護団と依頼者との受任契約書において、回収金額の10%と取り決めている。具体的な配分については、着手金と同様、担当した活動に応じたものとなるだろうが、活動内容は債権届けの補助から訴訟対応、マスコミ対応、関係機関との折衝まで様々である。活動の濃淡によって弁護団内の信頼関係も様々であるから、明朗な分配基準を設定する必要がある。

5 団員の活動内容は？

民事損害賠償請求訴訟の分担や、将来の債権届出書の作成補助が中心的な活動内容となる。今後訴訟の対象が拡大することが予想されるので、仕事をチーム毎に分担して、各々検討を行って弁護団会議で集約するやりかたとなる。もちろん、訴訟を受け持ってもらえる団員のみならず、将来の債権届書類の作成補助に特化した団員も考えられるから、弁護団との関わり方は一様ではない。若手会員の力が必要のため、無理のない範囲での関与形態を選択すればよい。

打合せは、2週間に1回程度開かれる弁護団会議が

中心となるが、個々の団員については役割分担に応じた参加となろう。メーリングリストは開設しているが、込み入った打合せには向かないため、連絡手段や書面等の情報共有の手段となっている。この種の事件は解決が長期化し、活動頻度も時期により区々である。メーリングリストは、団員の薄れる帰属意識を繋ぎ止める機能もあるかもしれない。

6 若手会員の方に対して

「××弁護団」といわれると、手弁当での重い作業負担や、特定の専門集団の集まりで敷居が高いという印象を持たれがちである。たしかに、弁護団の中核にいる弁護士はそういった側面もあるが、前述のように弁護団との関わり方は団員によって一様ではない。活動の中心は、通常の損害賠償請求訴訟（但し、先例が乏しくややハードルが高い筋の事件となる場合が多い。）であり、議論の中心は、事前の交渉、主張すべき注意義務違反に関する事実の特定や立証方法、回収の目処に対する不安等である。弁護団の種類によっては、特定分野の法律知識が必要となる場合もあるが、中核にいなければ勉強しながらでも十分対応可能である。収入という面では保証の限りではないが、先輩弁護士らと複数で議論する共同作業なので、通常業務においても参考になる発見や勉強になる面が大きい。世論喚起のためのマスコミ対応といった普段経験しにくい体験もできる。

関与の仕方は人それぞれの判断であり、加重負担を恐れる心配はないので、関心がある事件があれば積極的に参加して欲しい。

シモキタ訴訟弁護団



会員 石本 伸晃 (55期)

1 事件の概要

(1) シモキタを壊してしまう新設道路

下北沢都市計画道路事業認可処分差止等請求事件(普段「シモキタ訴訟」と呼んでいるので、ここでも以下、そのように呼ぶ)は、東京・下北沢(シモキタ)の市街地の中心部に計画された都市計画道路(補助54号線)と、これに接続する下北沢駅前交通広場(区画街路10号線)の事業認可の取消し・差止めを求める訴訟である。

シモキタは、比較的細い道路が入り組んだ街並み(迷路性という人もいる)を特徴としており、東京でも歩いて楽しむことのできる数少ない街のひとつである。シモキタを語るときに、人と人との距離が近い下町的な親しみやすさを強調する人もいれば、ヨーロッパの旧市街をイメージに重ね合わせる人もいるが、一言でいえば、多様性というものが、そこに存在している珍しい街であるといえるだろう。

その多様性ととともに、シモキタは演劇、音楽を初めとするさまざまな文化を育んできた。また、シモキタは、特色のあるレストラン、バーなどによって魅力ある繁華街を形成する一方、中心部を少し離れると閑静な住宅街が広がる、商業地と住宅地とがバランスよく(自然に)配置された街でもある。

そんなシモキタの中心部に新しく建設されようとしているのが、上記補助54号線と区画街路10号線の都市計画道路である。しかも、それらの道路は、シモキタ周辺において26メートルもの幅(環状七号線と同じ幅)を持つ巨大な道路であり、現在のシモキタを一瞬にして壊してしまいかねないものなのである。

(2) 連続立体交差事業という複合的公共事業

では、いまなぜシモキタに巨大道路なのか。そのからくりの鍵は、小田急線の地下化(連続立体交差化)にある。巨大道路は、小田急線の連続立体交差化を契機として事業化されようとしているのである。そこで、シモキタ訴訟では、上記各道路事業認可の取消し・差止めだけでなく、連続立体交差事業の事業認可の無効確認も求めている。

連続立体交差事業については、その言葉の響きからすると、鉄道を高架化あるいは地下化し、鉄道と道路を立体交差化する事業にすぎないと誤解している人も少なくないのではないだろうか。しかし、連続立体交差事業の実体は、単に、鉄道と道路を立体交差化するだけの事業ではなく、道路の新設、駅周辺地域の再開発を含む複合的かつ巨大な公共事業である。

すなわち、連続立体交差事業では、鉄道を高架化あるいは地下化する際に、鉄道と交差する道路を新たに建設することが要件となっており、かかる要件は、旧建設省と旧運輸省との間で締結された建運協定(立体交差事業の手引き・昭和44年)にも明記されている。

さらに、上記建運協定には、道路の建設だけでなく、連続立体交差事業による駅周辺地域の再開発についても、関係規定がある。

つまり、連続立体交差事業は、鉄道の高架化あるいは地下化を契機として、駅周辺の街並みを一変させる複合的かつ巨大な公共事業なのである。

(3) 原告の構成—まもれシモキタ！行政訴訟の会

問題としている事業が複合的かつ巨大なものであ

り、失われる利益も多種多様であることから、原告の顔ぶれも多様性に富んでいる。

現在、シモキタ訴訟の原告団は地元住民を中心に106名で構成されているが、ジャズ・バーやロック・バー等の飲食店を営む事業者、ライブハウスや小売店を営む会社の経営者、ミュージシャン、ライター、作曲家、編集者、社会学者、建築士、歯科医、交通計画経済分析家など、それぞれのシモキタとの関わり方も多種多様である。

また、シモキタ訴訟では、原告のほかにサポーターもあり、原告とサポーターとが「まもれシモキタ！ 行政訴訟の会」を結成し、訴訟内外の活動を行っている。

2 弁護団の構成・運営

(1) バランスのとれた構成メンバー

シモキタ訴訟の弁護団は、15名の弁護士で構成されている。弁護団長は、斉藤驍弁護士（当会会員）、弁護団事務局長は私が務めている。

斉藤驍弁護士は、小田急線高架訴訟（平成13年の一審勝訴の藤山判決、原告適格について判例変更をした平成17年の最高裁大法廷判決等）で弁護団長を務めた方であるが、シモキタ訴訟の他にも、後述する東京におけるその他の環境行政訴訟において弁護団長を務めている。

弁護団の弁護士の中には、上記の小田急線高架訴訟の弁護団の一員だった人もいるが、私のように、小田急線高架訴訟をまったく経験していない（一審判決のときは修習生だった）者もいる。期の構成と

しては、ベテラン、中堅から、私のように若手（55期）もおり、バランスが取れているといえる。

構成メンバーは、基本的に斉藤驍弁護士がシモキタ訴訟の特徴を考えて、募ったものである。もっとも、私が誘った弁護士もおり、固定的なメンバーで構成されているわけではなく、私のように経験の浅い弁護士でも十分に活動できる環境になっている。

(2) 弁護団会議の開催、 弁護団員同士・原告団との連絡方法

弁護団会議は、基本的に月1回程度の割合で開催されている。もっとも、これはあくまで目安であり、実際には訴訟の進行等によって柔軟に開催している。場所は、基本的に弁護団長の事務所でいい、必要に応じて他の会場等を確保している。

弁護団員同士の連絡は、基本的に、弁護団会議、電話等で直接行っている。メール・FAXも補助的に利用しているが、重要な事項は、ほとんど直接顔を合わせた席で決定している。

なお、担当する起案等はメールでやりとりをしながら完成させている。

また、弁護団会議には、原告団の主要なメンバーにも同席してもらい、弁護団と原告団との意思の疎通、進行状況の確認を常に行っている。弁護団と原告団との連絡は、弁護団、原告団それぞれの主要なメンバーを通して行うようにしている。

他にも、原告団のメーリングリスト等を利用してお互いに随時連絡ができるようにしている。

(3) 事件処理で工夫している点（ITの活用等）

書面、証拠については基本的にすべてPDF化し

て、インターネット上に掲載し、一般にも公開している。

重要な書類については、必要な人に必要なものを現物の形で郵送するなどしているが、それ以外は、インターネット環境にあることを前提にペーパーレス化している。

インターネット上での公開には、一覧性を持たせることで書面・証拠の整理が容易になる、書面作成の際の証拠の引用等が画面上の操作だけでできるといった作業場の利便性があるほか、マスコミ等から取材を受ける際にも、事前情報の提供、重要箇所の指摘等に役立っている。

(4) 弁護団に参加する意義

私は、自分の事務所がシモキタにあることから、この訴訟に関わったのであるが、いわゆる弁護団事件に参加することには他にもさまざまな意義があるものと考えられる。

そのひとつは、弁護団事件でしか扱えない大規模でかつ社会的にも影響力の大きい訴訟に参加できることである。また、そこから付随して、さまざまな新しい経験をすることもできる。弁護士業務の基本的な部分でいえば、書面のつくり方、弁論のやり方自体にも、他の訴訟とは異なる（一般化することができない）スタイルがある。

また、訴訟外の活動やマスコミ対応等にも関わる必要があり、訴訟を含めた総合的な観点から問題に取り組むことになる。

そのような意味で、弁護団事件への参加は、問題の実態と深層にダイナミックに迫ることができる機会であるといえる。

3 環境行政訴訟の新しい展開

ところで、「ままれシモキタ！ 行政訴訟の会」を含む6つの団体が、平成19年11月に、「東京環境行政訴訟原告団協議会」（環行協）を発足させた。シモキタ以外の参加団体は、「小田急高架と街づくりを見直す会」「梅ヶ丘駅前けやきを守る会」「日赤・高層マンションから環境を守る会」「羽沢ガーデンの保全を願う会」「三井グラウンドと森を守る会」である。

各団体の取り組みには違いがあるが、いずれも東京における環境をテーマにしている点において共通している。環境問題は、地域を超えて影響を及ぼし合うところに特徴があり、問題意識を共通にする団体が連携して行動することには、大きな意味があるといえる。

各団体は、それぞれ訴訟を遂行しており、それぞれに弁護団があるが、各弁護団の団員の中には、複数の弁護団に参加している人もいれば、私のようにひとつの弁護団にしか参加していない者もいる。また、場合によっては、ひとつの弁護団への参加からスタートし、他の弁護団の活動へと領域を広げるといった展開もありえる。

そういう意味で、環行協の発足は、新しい時代の環境行政訴訟のあり方を示唆するものであると同時に、弁護士にとっては、弁護団事件への入り口がいくつも用意された新しい形態であるといえる。

新しい活動の領域を求めて、とりあえずひとつの入り口から入ってみることを考えてみるのもよいのではないだろうか。

各論-3: 新人が中心となって結成した弁護団

西武鉄道株主弁護団



会員 西田 穰 (57期)

1 事件の概要

平成16年10月13日、西武鉄道株式会社の有価証券報告書等に虚偽記載のあることが発覚し、同年12月17日、同社の株式（以下、「西武株」という。現在は西武ホールディングス株となっている）が上場廃止されるに至った。西武株は、平成16年10月13日まで一度も終値で1株1081円以下になったことがなかったにもかかわらず、同日の終値で1081円となった後、取引停止となる日も出るほど売却が相次ぎ、上場廃止が決定された平成16年11月16日には1株268円まで下落した（平成16年12月16日上場廃止前の最終取引日の終値は485円）。

西武鉄道株主損害賠償訴訟は、この大幅な株価下落のために損害を蒙った一般株主289名を原告、虚偽記載がされた有価証券報告書等を提出した西武鉄道株式会社、その親会社である株式会社コクド（現株式会社プリンスホテル）、そして新旧代表取締役3名を被告とした、不法行為および旧証券取引法24条の4、24条の5第5項、22条1項に基づく損害賠償請求である。

2 弁護団の形成

西武鉄道株主弁護団は、12名の弁護士で構成されている。25期の弁護士が1人、41期の弁護士が1人いるだけで、残り10人はみんな57期の弁護士である。この事件が起きた当時、57期の弁護士は登録して数か月の新人弁護士だった。ただ、この弁護団は、

この57期弁護士が積極的にこの事件に取り組みたいと考え、新人同士で声を掛け合い、そして粉飾決算等の事件を扱ったことのある上の期の弁護士に弁護団に入っていただけるようお願いしてはじまった事件である。

この事件が起きた当時、粉飾決算に関連する同種事件の先例はあったが、本件のように、会社の資産（純資産）に変動がないにもかかわらず、上場廃止にともなう株価下落を原因として株式の発行会社に対する責任追及をした事案はほとんどなかった。今考えると、むしろ怖いもの知らずで飛び込んだのがよかったのではと思っている。

3 原告に対する働きかけ

前記のとおり、当初、原告の数は289名であった（うち、第一審判決で敗訴判決を受けた113名のうち、約40名程度が控訴をしないという選択をされたため、現在は250名弱となっている）。

これらの原告は、西武株が上場廃止された後の平成17年2月に、新聞等を通じて、株主110番を行い、1000件近い問い合わせの中から依頼をしたいと考えている方を集めて説明会を行い、結集してもらった。

事件開始当初は、これだけ多くの原告が結集できたことを喜んでいたが、事件が何年も続くと、この多くの原告に対する働きかけが難しくなったことは否定できない。弁護団からは定期的に、事件の進捗状況や弁護団の弁護士紹介や法律の豆知識などを掲

載した「弁護団通信」を発行していたが、書面の出し合いが続いたりすると報告することがなくなり、間隔があいてしまったこともあった。また、通常的一般事件と異なり、依頼者と何度も相談を重ねて信頼関係を構築するという過程が欠けているため、些細な協力（例えば、控訴の印紙代）にすら対処に困ることがあった。

この点については、引き続き課題として残っている。

4 弁護団の会議・情報の共有

弁護団の構成は、関西地区の弁護士が8人、関東地区の弁護士が4人ということもあり、東京・大阪にそれぞれ移動して会議をしたり、また電話会議、テレビ電話会議をしたりした。

弁護団はすべて実働弁護士で構成したこともあり、弁護団会議の出席率はよく、比較的充実した議論ができていたと思う。ただ、電話会議は、音声のみの会議ということもあり、限界があったことは否定できない。途中からテレビ電話を導入したが、かなり有用であり、遠方の会議の場合積極的に使用していくことを勧めたい。

情報については、基本的にはメーリングリストを使うことで十分に対応できた。ただ、個人情報を含む内容（原告名簿等）については、パスワードを利用するなどして注意をしたが、危険性は否定できず、メーリングリストで対応できる情報にも限界はあると思われる。

5 現在の状況

本訴訟の第1次提訴を行った平成17年2月より3年が経過し、平成20年4月24日、東京地方裁判所商事専門部である民事第8部は、被告ら全員が、原告176名に対し、連帯して総額2億3127万円余りを支払うことを命ずる判決を出した。敗訴した113名に対する関係でも、被告らの違法行為を認定し、被告ら全員の責任を認めた（敗訴の理由は損害がない、というものであった）。

本訴訟の控訴審判決は、平成21年2月26日に東京高等裁判所で言い渡された。控訴審判決では、株主の損害を一律「虚偽記載の公表前株価の約15%」として、賠償額を一審判決より総額で約1億5000万円減額し、原告176名に計約7900万円を支払うよう命じた。

本訴訟の類似訴訟はいくつか存在しているが、勝訴判決・敗訴判決が入り乱れており、本訴訟についても未だ結論は流動的である。

ただ、複数の弁護士が集まって一つの事件に取り組むのは大変勉強になることは間違いない。新人同士であっても、お互いに率直な意見をぶつけ合うことで意外に新たな発見があったりするものである。経験や知識不足を恐れることなく、積極的に法律問題に複数の弁護士で取り組んでみることを強く勧めたい。

各論-4: ウイルス性肝炎患者全体の救済を目指した弁護団活動

薬害肝炎訴訟東京弁護団

会員 福地 直樹 (43期)

1 事件の概要

薬害肝炎訴訟は、C型肝炎ウイルスに汚染された血液凝固因子製剤を投与された感染被害者の救済と薬害再発防止を目的として国と製薬会社を被告として提起された訴訟です。出産時に出血した妊婦、出血傾向のある新生児、大きな手術を受けた患者などが、止血目的で投与された血液凝固因子製剤（人の血漿を原料として精製されたフィブリノゲン製剤や第Ⅸ凝固因子製剤）により感染被害を受けました。C型肝炎はウイルス感染後、慢性化して肝硬変や肝細胞癌に進展する極めて重篤なウイルス性の疾患です。これらの製剤が医薬品として承認された1960年代、1970年代には、C型肝炎（当時は輸血後肝炎・非A非B型肝炎などと呼ばれていました）が重篤な疾患であることが知られており、血漿を原料とする血液凝固因子製剤にはウイルスが混入している危険性が高いこと、これらの製剤には止血効果がない（有効性がない）ことから、医薬品としての有用性がないにもかかわらず承認した国の責任、及び承認を取り消さずに被害を拡大させた責任を問う裁判です。この裁判は、①国と製薬会社の法的責任を明確にし被害者に謝罪すること、②法的責任に基づいて被害を回復すること、③被害発生と拡大の真相を究明し薬害再発防止策を実現すること、④被害者が安心して治療を受けられる環境を整備すること、などを目的として2002年10月に東京と大阪で提訴し、弁護団を結成した福岡、名古屋、仙台でも翌年に地元の地裁に次々と提訴しました。

裁判の原告は血液凝固因子製剤を投与されて感染させられた方ですが、この裁判をあくまでもウイル

ス型肝炎患者全体を救済するための一手段と捉え、主に医療行為によって感染させられ、国によって長年放置され続けてきたウイルス型肝炎患者全体の救済を図ることに目的を設定した裁判でした。

2008年1月に国との間で基本合意が締結されるまで、各地5つの弁護団がそれぞれ訴訟及び訴訟外での活動をしながら、全国弁護団を結成し、ほぼ月1回のペースで全国弁護団会議を開催しながら、情報の共有と全面解決に向けた闘いの方針を決めて実践してきました。

2 弁護団の結成

東京弁護団は当初は20名程度でした。弁護団の母体となったのは、医療問題弁護団という医療被害者の救済と事故再発防止を目的として活動している弁護士のグループ、薬害エイズ裁判やハンセン病訴訟に取り組んでいた弁護士などでした。血液凝固因子製剤による肝炎被害が大きく報道された2000年秋に、被害救済のための研究活動を呼びかけ、そこで集まってくれた有志の弁護士とともに、国の法的責任の有無を調査研究するための研究会活動、感染被害者の発見と組織化を経て、2年後に提訴に踏み切りました。このとき約30名の実働弁護士が弁護団を構成していました。弁護団事務局は私の事務所に設け、専従事務局において、弁護団運営や事務的作業を担うようにしました。

裁判の性質上、感染被害者（原告）の方からは着し金を申し受けることなく活動することにしました。弁護団の活動費用や運営費用は借入によって調

達した資金によって賄っていました。将来、経済的利益を獲得できる状況ができれば、その中から一定率の報酬金をいただくことにしました。

3 役割分担と連絡体制

提訴後、判決の言渡を受けるまでは、訴訟対策と訴訟外の運動づくり（メディア対策、国会対策、支援運動の拡大など）が弁護士団活動の中心でした。訴訟対策では、責任論に関する各論点・争点ごとに班を構成し書面作成・専門家証人の尋問などを担当しました。肝炎の重篤性、製剤の有効性・有用性、製剤に対する安全対策の欠如などをそれぞれ主張立証するチーム、因果関係論や損害論を担当するチームが訴訟を担当し、裁判外での運動やメディア対策、国会対策を担当するチーム、支援者拡大のための活動をするチームなど、被害救済のために必要なありとあらゆる活動にむけたチームづくりをしました。

弁護士団相互間の連絡方法ですが、私が薬害エイズ弁護士団に所属して活動していた1990年代前半は、電子メールによる情報交換方法など一切なく、電話とファックスによる連絡が主流でした。チームで書面を作成するときも、せいぜいフロッピーディスクを交換して書面を合体し、それをプリントアウトしてファックスで流して、さらに書面の調整をするという方法をとっていました。当時はそれが当たり前だと思っていましたが、現在では電子メールにより情報交換や、チームでの書面作成作業が極めてスピーディに行えるようになりました。弁護士団全体のメーリングリストをはじめ、チームごとにもメーリン

グリストを作って情報交換や意見交換が素早くできるようになりました。飛び交う情報の整理に追われることにはなりましたが、個々の作業や情報提供が格段に速くなったといえるでしょう。

依頼者である感染被害者（原告）との関係では、各地裁ごとに原告団を結成し、定期的に原告団会議を設定して情報提供や意思決定の場を設けるとともに、個々の原告に対する連絡体制としては、弁護士による担当制を敷き、担当弁護士による個別原告への連絡体制をつくりました。

こうして、訴訟が進行し、運動が拡大するにしたがって、弁護士団員の事務量は相当大きなものになっていき、新たな団員を補充する必要がでてきました。

提訴した年から、毎年新しく登録する新人弁護士に案内を送り、新人ガイダンスを開催して、新しい弁護士団員を増員してきました。この被害が極めて理不尽なものであり、被害内容が悲惨であること、裁判が目的達成のための手段にすぎず放置され続けてきたウイルス性肝炎患者全体の救済にあること、などを繰り返し新人弁護士に訴え、ともに闘って欲しいと要請してきました。これに応じてくれた新人弁護士が毎年少しずつ増え続け、現在では20期代後半から61期までの弁護士が、この問題に取り組んでいます。

4 現在の活動

薬害肝炎弁護士団の現在の活動に話を移しましょう。

国との基本合意締結と救済法の制定は、提訴から5年3ヵ月に及ぶ闘いの末に政治を動かし当時の福

田康夫首相の決断を導くことによって勝ち取ったものです。しかし基本合意の締結によってこの問題が終結したわけではありません。ようやく、この裁判の目的を達成するための活動ができる状況をつくり出したにすぎません。現在の活動は、基本合意で約束された内容を実現するための活動です。すなわち、裁判の目的であった、①肝炎患者が安心して治療を受けられる医療体制の整備と生活支援、②薬害肝炎の被害発生と拡大の経緯と原因を検証して薬害再発防止のためのシステムづくりの実現、そして、③さらなる被害の救済、これらが現在の活動内容です。基本合意締結以降、北海道、神奈川、静岡、群馬などにも、現地で活動する弁護士のグループができ、私たちとともに活動しています。

ここでもテーマごとに班体制を敷いて活動しています。①が恒久対策班、②が薬害再発防止班、③が被害救済班としてそれぞれチームを構成して活動し、月1回の弁護団会議で全体の討議を行っています。現在の最も大きなテーマは、肝炎患者支援法

(仮称) を制定するための与野党による国会審議を実現し、法律を成立させることです。肝炎患者はいまだに十分な検査や治療を受けられずにいます。治療を受けられたとしても、そのために生活が逼迫している実情にあります。相当数存在しているといわれる、自らの感染を知らずにいる患者を解消すること、インターフェロン治療費の助成を拡大すること、治療のために労働能力が減少・消失した場合の生活支援を制度化することなど、肝炎患者を支援する法律の一刻も早い制定が必要です。私たちは、原告団・肝臓病患者団体・B型肝炎訴訟の原告団弁護団、そして支援者の人たちと共闘して、全国各地で肝炎患者支援法制定のためのキャンペーンを実施し、街頭活動や署名活動、個別国会議員への働きかけ、各政党への要請行動、メディア対策などの活動に追われています。

肝炎患者の真の意味での「救済」を実現するまで、私たちの活動に終止符が打たれることはありません。

■各弁護団の概要(1)

	L&G被害対策 弁護団	シモキタ訴訟 弁護団	西武鉄道株主 弁護団	薬害肝炎訴訟 東京弁護団	大和都市管財 東京弁護団	板橋両親殺害 事件弁護団
依頼者数	826名	106名	289名	約440名 (提訴済原告)	2595名	1名
弁護団員数	61名 (50期代が過半数)	15名	12名 (内10名が57期)	約30名 (提訴時の実働)	約57名	4名 (被疑者・家裁段階) 21名 (地裁段階)
活動期間	平成19年 ～現在	平成18年 ～現在	平成16年 ～現在	平成14年 ～現在	平成13年 ～平成20年	平成17年 ～平成19年

大和都市管財東京弁護団



会員 小林 政秀 (34期)

1 事件の概要

(大型詐欺被害と大規模消費者被害初の国賠勝訴)

(1) 本件は被害者1万7000人、被害総額1100億円とされる大型詐欺被害である。抵当証券(モーゲージ)などの販売で被害が拡大し、平成13年4月に会社整理という形で破綻した。

(2) 近畿財務局は平成6年には危険性を充分認識し、平成9年には、さらに正確に実情を把握していた。また近畿財務局のみが、全体像を把握できる立場にあった。これらの点を問題にして、平成16年春国賠訴訟が開始された。

(3) 破綻が表面化した後、東京・大阪・名古屋において弁護団が結成され、平等弁済を原則にして全国弁護団を結成した。その後、会社整理・再生・破産手続が大阪地裁の下で進行を開始し、(財)抵当証券保管機構による競売も進行し、平成18年半ばをもって、これらの手続き及び配当などは終了した。

平成20年9月26日、大阪高裁での国賠訴訟勝訴判決と国側の上告断念及び、ほぼ同時期の最高裁における不動産鑑定士訴訟の和解(勝訴的なもの)によって全国弁護団の活動も終息した。被害者弁護団からの送金は被害金額の約12.2%となった。首謀者は懲役12年の実刑となり服役中である。

2 弁護団及びその構成など

(1) はじめに(若手会員の参考に)

被害回復という面から見ると、結果的に考えても最善の活動であった。弁護団活動も多岐にわたり、

活動内容も充実している。「若手会員の参考に」という原稿依頼であり、その視点から主に東京弁護団活動を御紹介する。

(2) 弁護団の人数など

(ア) 東京弁護団の参加人数: 57名(大阪51名、名古屋27名、変動があります)

(イ) 受任者数: 東京2595名、大阪1953名、名古屋1176名(現在)

(ウ) 受任者の被害総額: 約599億円

(3) 弁護団員の募集方法

(ア) 東京三会の消費者問題委員会を通じ、そのメンバーに参加を呼びかけた。大阪地裁で管財人選任が先行しており、東京三会にも弁護団結成を必要とすることは伝えられていた。従って、呼びかけ自体は素早く行われている。

(イ) 弁護団結成のルートについて

消費者被害に対応して、2つの方法で弁護団が結成されている。

① 1つは個別に「一本釣り」を行う。事件を早期に受任した人が、被害者の紹介や弁護士からの問合せを経て、多数の同種事件を抱え込む場合である。機動的であるが、被害規模が大きくなると対応が難しくなってくる。

② もう一つは、本件のように委員会を通じて呼びかける方法である。勿論、委員会外の人を拒むわけではない。

東京三会での委員会の正副委員長会合を積み重ねて、各種110番などの共同行動、研究会の交流などで共通の基盤ができたという背

景がある。

一方で各地の公的機関から、被害の連絡を弁護士会に行い、さらに委員会へ連絡されるケースが増加し、弁護士会及び委員会で弁護団結成の援助を行う形が定着して来た。

- ③ 一番重要なのは、若手の方々が積極的に参加していただくことである。委員会に入っていることが必要条件ではない。東弁の担当事務局に問合せと希望を伝えていただければ、参加への道が開ける。

(4) 弁護団活動の頻度や事務局問題について

(ア) 時期によって活動が異なってくる。

- ① 事件によって活動内容や忙しい時期は当然異なってくる。例えば「円天」で有名となった事件では、破産申立が問題になる。本件では会社整理という手続きを国が行ったため、まずは受任業務が問題となった。

- ② 約3ヶ月間の受任活動

先行したのは被害者説明会で、「クレオ」と「日比谷公会堂」で行うための準備、委任状の内容確定や打合せなど、この時期は1週間に最低1～2日は活動した。

受任業務については、数千人単位となる見込だった。そのため、東弁理事者をお願いして、弁護士会の一室を貸してもらったこととした。一日あたり5人から10人の弁護士が日程を組み、夏の約3ヶ月弱の期間、受任業務が続いた。

- ③ 受任業務の特殊な困難性

本件においては、受任時の説明義務について、大変に難しい問題が2点存在した。

一つは弁護団の活動がどの程度役に立つのかである。配当だけだと弁護団は不要だとも考えられる。見通しが困難で悩みが大きかった。

もう一つの問題は、競売手続きを阻止する必要である。そのため一定数の委任者が必要であった。法律により(財) 抵当証券保管機構が3ヶ月以内の競売を義務付けられていたが、ゴルフ場が競売されると価値が大幅に下落するため、できれば競売を阻止したかった。そのためには過半数(金額)の委任状が必要であり、それだけでも大変であるのに、被害者によっては競売の方が有利なケースも想定された。つまり「利益相反」になり得ることを説明しなくてはならず、困難が倍加した。

- ④ ともかく平成13年の夏全国で受任業務が行われ、成功した形となった。この間は数日おきに事務的な会合が必要だった。

(イ) 事務局体制について(専任の事務局雇用とその後の推移)

- ① 本事件では、依頼者1名につき平均2～3万円の手数料をもらった。人数が2500名強であったため、専任の事務局を雇うことが可能となった。但し、債権届出が終了した後、財政難により申し訳ないが辞めてもらい、弁護団員の事務所でやりくりをすることとした。

- ② 弁護団員が事務局となるため、当初は役割分担を行った。その後国賠訴訟に絞られていく過程で、事務局を1～2名に集約した。

(ウ) 弁護団体制のプロジェクト化

- ① 東京では債権届出が終了後、プロジェクトチーム方式で活動した。

② 具体的には「元従業員や役員に対する責任追及のチーム」「不動産鑑定士などの専門家責任を追及するチーム」に分けた。各々が「10名程度の実働」であり、「通常訴訟の2倍程度の忙しさ」と表現しておきたい。

③ 2年経過した頃から国賠訴訟が検討され、「国賠班」を組織した。三弁護団が融合して行動し、大阪での訴訟を想定したため、人数はどうしても限定された。実質的な実働人数としては、13名位（東京は5名位）で動き出し、最後までほぼ同一人数で稼働した。もっとも、役割を一部分担してくれた人は、もっと多い。国賠班は、忙しい時は弁護士業務全体の3分の1程度の仕事量であり、相当な覚悟が必要となる。

なお、弁護団全体の物心両面の支えがあったからこそやっていけたことは特筆しておきたい。

(5) 情報について

(ア) 弁護団と依頼者について

① ニュースを被害者全員に対して定期的に発送した。東京では時期にもよるが、平均年2～3回ペースである。受任した人数が多いため、作業量と費用には特に配慮した。

被害者からの問合せも結構あるため専用電話は継続して設置してある。

② 報告と了解という手続きに代替するものとして「世話人」という制度を工夫し、「世話人会」を年に平均3～4回ペースで行った。世話人は約200人強の規模となり、通常の世話人会

の出席人数は大体50人強位であった。鋭い質問や要望も出るため、なかなか大変であった。

③ 情報共有のためには、特別なホームページを設定するのが（今後は）望ましいと思われるが、それはそれで別種の問題を生じさせよう。

(イ) 弁護団相互の連絡

国賠段階に移行してからは（専用の）メーリングリストを利用した。全国的な連絡を取るために必要だった。

それまでは各弁護団内部の通信によっている。共通のホームページ的なものを作成するべきであろうが、東京ではそこまで正直手が回らなかった。私の未熟さのせいであり、今後の教訓としてほしい。

(6) 最後に「弁護団に是非参加を！」

(ア) 若手会員の方々から見ると「業務に役立つか」という点と「経済的な問題」の2点が気になると推測できる。

(イ) 「業務」については「非常に役に立つ」と自信を持って言える。意見交換と議論は大いに参考になるし、様々の局面で多様な選択肢を検討するため、他の事件にも充分役に立つ経験が得られる。

(ウ) 経済的にペイするかについては微妙である。

事件によって異なるが、本事件は他の事件と比較すると、それなりに結果が出た方であったと思う。各種弁護団は本来経済的にも成り立っていくべきと思うが、通常の事件と同じわけにはいかない。一定の覚悟は必要とならざるを得ない。しかし、それを越える貴重なものが受け取れることだけは強調し結びとしたい。

各論-6: 少年事件と弁護団

板橋両親殺害事件弁護団



会員 高岡 信男 (40期)

1 事件の概要

(1) 少年法の改正

2000年改正の内容の一つに、同法20条の改正があります。16歳未満14歳以上の少年も刑事処分が可能となったのです。

(2) 事件の概略

事件は、高校1年生(15歳)の少年が、2005年6月、両親と住む社員寮において、管理人をしている両親を殺害し、都市ガスを流出させてタイマーを使って爆発させ、建物を損壊したというものです。殺人罪(被害者2名)と激発物破裂の保護事件、そして、被告事件へと展開していきます。

(3) 事件の経過・判決

私は、2005年6月に当番弁護士として接見して以降、2007年12月の東京高裁の判決言渡しまで辩护人・付添人として関わりました。家裁において鑑別結果は保護処分相当、調査官意見は刑事処分相当であり、審判は刑事処分相当として検察官送致としました。その後、東京地裁で懲役14年の判決が言い渡され、東京高裁で懲役12年に減刑され、少年は少年刑務所に服役しています。

2 弁護団の結成

(1) 弁護団結成の障害事由

(ア) 法律上の障害

刑訴規則は被疑者の弁護人の数は3人を超え

ることはできないと規定しています(27条1項)。少年審判規則は、弁護士である付添人の数は3人を超えることはできないと規定しています(14条1項)。さらに、被告人の弁護人の数は、裁判所が3人までに制限することができます(刑訴規則26条1項)。

(イ) 経済上の障害

少年は一人っ子でしたし、両親は他界しています。親族は少年の親族であると同時に、被害者の親族でもあります。経済的支援は期待することはできないと考えました。法律扶助協会の援助制度を利用するしかありません。(当時は被疑者国選制度前です。)

(2) 初期弁護団

被疑者段階から家裁段階にかけては4人の弁護団を作りました。幸いにも在籍した北千住パブリック法律事務所には多数の弁護士がいました。40期1名、54期1名、57期2名の4名です。法律上3人までとの制限がありますので、新人2人の弁護士に選任と辞任を交互に繰り返してもらいました。

(3) 逆送対応弁護団

逆送後の係属裁判所は当然東京地裁刑事部です。厳しい訴訟指揮と結論が予想されましたし、辩护人としては少年法55条による移送の実現を目指さなければならぬと考えました。そこで、私を含め初期弁護団では力不足と考え、東弁子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員の方々から弁護団参加者を募ることにしました。幸いにも多くの協力が得られ、合計21人の弁護団が誕生しました。

(4) 裁判所との協議

被告人段階では地裁に国選弁護人3名と無償の私選弁護人18名とする弁護人を認めるよう上申を行いました。しかし、裁判所は、国選3人とするか、全員私選とするかのいずれかであるとの方針をとりました。私たちは全員私選弁護人とすることにしました。

3 弁護団結成の有益性

(1) 弁護団結成の経緯

当時、私は少年事件の経験や少年問題への理解が十分だとはいえませんでした。所属していた北千住パブリック法律事務所で比較的経験のある弁護士に共同受任を持ちかけました。この弁護士が東弁の子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員でしたから、直ちに委員会のメンバーに知られることになり、後日、委員会から力強いバックアップを受けることとなります。

(2) 弁護団結成の理由

私が弁護団を結成することとした理由は大きく3点あります。①まず、英知の結集です。英知を出し合って、よりよい弁護活動を行い、少年に望ましい結果を実現しようと考えました。②つぎに、作業の分担のためです。少年事件ですから特に少年との接見を繰り返す必要がありますし、家庭の周辺調査や事件の背景調査が必要になりますし、社会資源の確保が必要になり、損壊した寮やガス爆発の被害者との交渉、家庭裁判所への対応、マスコミ対応も必要です。少年法改正後の象徴的事件という特性を考え、

逆送段階で、先輩弁護士・ベテラン弁護士に加わってもらい、同時に、実働する弁護士を増員することになりました。そして、刑事裁判として審理されるので、刑事裁判に強い弁護士の加入を考えました。③そして、経験を生かしたいと考えました。将来逆送事件が増えるであろうと考えられましたので、同種事件に経験を生かしてもらうために若手弁護士を増員しました。

4 事件処理の要点

(1) 毎日の接見・面会

元来留置施設的环境は少年の心身に悪く、少年に両親を殺害してしまったということから希死念慮が出て強まることのないよう、同時に、より多くの人と接することで成長の糧となるよう毎日の接見・面会を繰り返すようにしました。当番表を作成し、毎日、誰かが接見に行くようにしました。

(2) 少年についての共通認識

少年についての共通認識を弁護団でもつように心がけました。接見担当の弁護士は6名であり、他の15名の弁護士は法廷外での少年を知りません。そこで、接見報告書を作成して弁護団に報告することにしました。少年の様子についてメンバーから多くのことを教えられました。

(3) 少年事件への理解と実践

弁護団全員が少年事件・少年問題としての特性を理解し、実践するように心がけました。

(ア) 少年法では少年の特性に配慮すべきことを規定しています。たとえば、被疑者段階では、勾留場所として鑑別所に拘禁できるとされています(48条)。代用監獄と鑑別所の環境の違いを考えてください。被疑者段階で、勾留延長や再逮捕を争うなかで勾留場所を鑑別所にするように求めました。また、刑事裁判は、第9条の趣旨に従って行わなければなりません(50条)。第9条は専門的智識を活用した審理を求めています。したがって、裁判所に専門家証人の尋問や鑑定書の採用を求めました。

(イ) 少年法はプライバシーの保護を求めています。私たちは情報交換のなかでも、裁判関係でも、少年が特定できる事項や親族が特定できる事項は可能なかぎり第三者の目にとまらず、耳に入らないようにしました。遮蔽措置を求め、公判でも特定を避ける表現にしました。

(4) 精神鑑定の要否

家裁送致後、少年の精神鑑定を求めるべきかどうか悩みました。精神障害が認められれば刑事処分ではなく医療少年院で処遇する可能性が高まるからです。しかし、少年と接見・面会を繰り返すなかで、家庭に問題があったのだという確信をもちました。普通の少年として審判に臨もうとの覚悟を決めました。

(5) 専門家面会時間の延長

二人の精神科医に少年との面会を繰り返していただきました。一般面会では面会時間に限りがあります。そこで、拘置所に時間の確保を書面で求めました。

(6) 親族・近隣からの聞き取り

分担して親族や近所の方から少年と両親との関係について聞き取りをしました。

(7) マスコミ対策

プライバシー保護のためだけでなく、事件について社会がどのように受け取るかも審判や刑事裁判の結論に影響しますので、記者会見の場を設定し、少年の語るところや事実を必要最小限提供しました。記者レクと称して記者クラブの人たちと話をしました。記者の方々の事実を求める姿勢は勉強になりました。

5 弁護団会議の場所、情報共有の方法

初期弁護団は同じ事務所内のメンバーでしたので適宜事務所において打ち合わせをしました。電子メールを接見内容の報告等で活用しました。弁護団を大型化したのちは、北千住パブリック法律事務所の会議室や弁護士会の会議室を借りて弁護団会議を繰り返しました。メンバーがそれぞれ役立ちそうな資料を出席人数分コピーして持ち寄りました。弁護団全員参加の電子メールはやはり便利でした。

6 費用・報酬等の分配

(1) 費用

費用としては、記録の謄写代、交通費、専門家に支払う実費などのほか、目には見えませんが専門書籍の

購入費、コピー代などがかかります。これらの費用を賄うために、法律扶助協会からの扶助と弁護団メンバーのカンパで賄いました。300冊を超える書籍類の差し入れなど、各自が自腹のままのものもあります。

(2) 報酬

金銭としての報酬はありません。終結時に法律扶助協会から報酬扶助がありました。それは一部を実費に充て、残りはメンバーの好意により少年が社会復帰するまでの生活費として支出しています。しかし、貴重な経験や知識の獲得はお金に代えられない報酬と思います。

くさんのことを教わりました。たくさんの方と知り合うことができたことは大きな宝です。

苦勞した点をあげますと、①親族との交流があげられます。少年の親を悪者扱いするのですから、わが子や兄弟を殺された立場の親族に協力を求めることは痛ましいことでした。②協力していただける専門家を確保することも困難でした。メンバーの交流の広さが役立ち時間がかかりましたが専門家の協力を得られました。③裁判官の理解を求めることが最も困難でした。少年問題を扱う弁護士にとって常識でも、それを法廷に顕出するためには文献が存在することが重要ではないかと思います。④弁護団のなかでの方針の決定も難しいものがありました。

裁判手続外の活動としては、親族との面談・連絡、建物や寮の被害者や近隣の方々との面談・連絡などがあります。マスコミ関係者からの要請がたびたびあり、その対応に細心の注意を払いました。

最後に、両親を殺害せざるを得なかった少年は、今、少年刑務所で高卒認定試験を目指して勉強を始めていることを報告して終わります。

7 やりがい、苦勞した点、裁判手続外の活動

表情の乏しかった少年、尋ねたことにのみ答えた少年が、笑顔や冗談を言うようになったことにやりがいを感じました。また、私は、弁護団から多くの知識と知恵を授かりました。専門家のお話からもた

■各弁護団の概要(2)

	L&G被害対策 弁護団	シモキタ訴訟 弁護団	西武鉄道株主 弁護団	薬害肝炎訴訟 東京弁護団	大和都市管財 東京弁護団	板橋両親殺害 事件弁護団
団員の 募集方法	当初東京三会の消費者問題委員会が主導して、消費者相談担当の弁護士を中心に募集した。	弁護団長が訴訟の特徴を考へて募ったメンバーが中心。	事件に取り組みたいと考えた新人弁護士同士で声を掛け合った。	医療問題弁護団の団員や、過去の薬害訴訟経験者を中心に募集した。	東京三会の消費者問題委員会を通じ、委員会を中心として呼びかけた。	被疑者・家裁段階は同じ事務所のメンバーで構成し、逆送後は東弁子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員から参加者を募った。